平成２４年４月１３日

各　位

上場会社名　　福 島 工 業 株 式 会 社
代表者　　代表取締役社長　福島　裕
（コード番号　６４２０　東証・大証第一部）
問合せ先責任者　総務人事部長　日野　達雄
（ＴＥＬ　　０６－６４７７－２０１１）

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

平成 24 年 4 月 13 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり一部改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。（変更箇所には下線を付しております。）

記

内部統制システム構築の基本方針

１．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（１）当社は、事業活動における法令、企業倫理、社内規程の遵守を確保するため、「企業行動憲章」と「社員行動指針」を共通の基本姿勢とし、遵守すべき基本的な事項を行動規範（コンプライアンス・ガイドライン）として定め、当企業集団の役員および従業員に周知徹底を図る。

（２）財務報告の信頼性を確保する為、内部統制規程に基づき、財務報告に係る各種規程・マニュアル・手順書等の内部統制システムの整備を進めるとともに、運用体制の強化を図る。

（３）内部監査部門として社長直轄の監査室を設置し、定期的な内部監査を実施し、それぞれの職務の執行が法令および定款に適合することを確保する。

（４）監査役は、取締役会およびその他の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査する。

（５）法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として「内部通報制度」を設置・運営し、不正行為等の早期発見と是正を図る。

（６）行動規範には、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力および団体とは断固として対決する考えを示すとともに、警察等関係機関との連携を密にし、反社会的勢力の排除に努める。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存・管理を適正に行い、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直しを行う。また、情報の管理については、内部情報管理・個人情報保護に関する基本方針を定めて対応する。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（１）「リスク管理規程」を定め、事業上のリスク管理に関する方針の決定並びにリスク管理体制の整備、構築を行う。

（２）重要な発生事項（環境・安全リスク情報を含む）については、部門責任者が情報収集し総務部門長が情報の集約を行い、総務部門又は財経部門にて適時開示情報か否かを判断し、取締役社長に報告後、情報取扱責任者が速やかに開示を行う。また、必要に応じ監査役に報告する。
（３）与信リスクについては、売上債権管理規程、与信限度額作成基準の運用を徹底し、財経部門が運用状況の確認を行う。
（４）ＰＬ事故に対し迅速に対応するためのマニュアルを制定し、当企業集団に周知する。
（５）ＣＳＲ・リスク管理委員会を設置し、組織横断的に全社的見地でのリスク分析および評価を行い、リスクを適正に管理するとともに、その対応策を推進および統括する。また、結果について必要に応じ取締役会および監査役に報告する。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（１）当社は、毎月１回取締役会を開催し、取締役と監査役が出席し重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。
（２）取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役・監査役・執行役員・統括部門長が出席する経営会議を開催し、そこでは、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を行い、さらに、個別のテーマについて十分な討議を行う。
（３）業務運営については、将来の営業環境を踏まえ中期計画および単年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門は、その目標達成に向け具体策を立案し実行する。
（４）日常の職務については、職務権限規程や決裁権限に基づいて権限の委譲を行い、上記意思決定に則して業務を遂行する。

５．当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（１）グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程に基づき取締役会への事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。
（２）会計監査人、監査役および内部監査部門は、必要に応じて子会社の監査および調査を実施する。

６．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人として監査役スタッフを設置する。その人事については、取締役と監査役が協議を行う。

７．取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
（１）監査役は、取締役会・経営会議の他、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または担当部門責任者にその説明を求める。
（２）取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社または当社子会社の業

務または業績に重大な影響を及ぼす事項を発見、または、決定した場合は、速やかに監査役に報告する。

８．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（１）監査役は、定期的に代表取締役および取締役と会合を行い、経営上の課題、会社を取り巻くリスク、監査上の重要な課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図る。

（２）監査役は、会計監査人から会計監査の方法および結果（監査報告）について説明を受けるとともに、情報の交換を定期的に行うなど連携を図る。

以上